2016. 1.1

山陰観光開発株式会社(隠岐旅工舎)

国内手配旅行 旅行条件書

(お申し込みの際には、「旅行条件書」を必ずお読み下さい)

この書面は、旅行業法第12条の4による取引条件説明書面及び同法第12条の5に定める契約書面の一部となります。

この宿泊プランの手配は下記の条件によりお引き受けいたします。 また、このご案内に記載のないことは、当社の「手配旅行契約約款」 によります。当社では個人・グループのお客様とのご契約に際しまして次の料金を申し受けますのでご了承のほどお願い申し上げす。

お申込みについて

別途申込書と申込金を当社に提出していただきます。 手配旅行契約は、当社が契約の締結を承諾し、申込金を受理した時 に成立するものとします。

2. 旅行業務取扱料金(手配旅行契約)

ご旅行の予約手配、宿泊券類の発行に対しては旅行業務取扱料金と して次の料金を申し受けます。

申込人員	手配内容	旅行業務取扱料金		
個人・グル 一 の が 行 配 旅 わ る 扱料金	運送・宿泊等手配旅行の場合	旅行費用合計額の 4% (但し、上限 10,800円)		
8名以上の団	体手配旅行に係わる取扱料金	旅行費用合計額の 20%以内		

クーポンお引渡し後、お客様のお申し出により旅行を中止される場 合でも旅行業務取扱料金の払い戻しはいたしません。 また、お引渡し前であっても手配の全部または一部が終了している 場合は、その割合に応じた旅行業務取扱料金をいただきます。 特別手配・緊急手配を行った場合は、特別通信費としてその実費を 申し受けます。

3. 取消・変更について

お客様の都合により変更または取消のお申し出があったときは宿 泊・運輸機関の定める取消料のほかに当社は旅行取扱料金に加えて 取消・変更に係る取扱料金として次の料金を申し受けます。

変更手続料金	1 件につき 540 円				
取消手続料金	1 件につき 540 円				

4. 宿泊機関の取消料

予約を取消された場合、または使用されなかった場合は、宿泊日を 基準に、又連泊の場合は第1泊目の宿泊料を対象として、次の率に よる取消料をいただき残額を払い戻します。

各宿泊施設により取消料が変わりますので、係員にお尋ねください。 標準的な取消料金は次の通りです。

申込人員	取消料	取消料率						
	不泊	前日	2 日前	7日前	15 日前	30 日前		
1~14名	50%	20%		無料		//		
15~50 名	50%	20%			無料	(6		
50 名以上	70%	50%	30%		10%	無料		

-部人員の変更(減員)については係員にお尋ねください。 宿泊当日、宿泊券に記載した人員より宿泊人員が減少した場合、当 社より払い戻しいたしますが、その際に上記料率による取消料をい ただきます。

5. 当社の責任および免責事項

- 当社は、旅行契約の履行にあたって、当社または当社が手配を 代行させる者(以下「手配代行者」といいます。)の故意または過 失により、お客様に損害を与えたときは、お客様が被られた損 害を賠償します。
- 本項(1)の規定は、損害発生の翌日から起算して 2 年以内に当 社に対して通知があった場合に限ります。 (3) お客様が次に例示するような事由により、損害を被られたとき

- は、当社は本項(1)の責任を負いません。ただし、当社または、 当社の手配代行者の故意または、過失が証明されたときは、こ の限りではありません。
- ア. 天災地変、戦乱、暴動またはこれらのために生じる旅行日 程の変更もしくは旅行の中止
- イ. 運送・宿泊機関等のサービス提供の中止、または、これらの ために生じる旅行日程の変更もしくは旅行の中止
- ウ. 官公署の命令、伝染病による隔離、または、これらによって 生じる旅行日程の変更、中止。
- エ. 自由行動中の事故。
- 才. 食中毒。
- 力. 盗難。
- キ 運送機関の遅延、不通、スケジュール変更、経路変更等、ま たは、これらによって生じる旅行日程の変更もしくは目的地 滞在時間の短縮。
- 運送・宿泊機関等の事故、火災により発生する損害
- 手荷物について生じた本項(1)の損害については、損害発生の 翌日から起算して 14 日以内に当社に対して通知があった場合 に限り、その損害を賠償します。ただし、損害額の如何にかか わらず、当社の賠償額はお一人様あたり最高 15 万円まで (当社に故意または重過失がある場合を除く。) とします。

6. 個人情報の取り扱いについて

- (1) 当社は、旅行申込みの際提出された申込書に記載された個人情 報について、お客様との間の連絡のために利用させていただく ほか、お客様がお申込みいただいた旅行において運送・宿泊機 関などの提供するサービスの手配およびそれらのサービスの受 領のための手続きに必要範囲内で利用させていただきます。こ のほか
- 当社および当社と提携する企業の商品やサービス、キャンペ ーンのご案内
- 旅行参加後のご意見やご感想の提供のお願い b.
- アンケートのお願い 特典サービスの提供 C.
- 統計資料の作成
- に、お客様の個人情報を利用させていただくことがあります。
- (2) 当社は旅行先でのお客様のお買い物などの便宜のため、当社の 保有するお客様の個人データーをお土産品店に提供することが あります。この場合、お客様の氏名などに係る個人データーを、 あらかじめ電子的方法などで送付することにより提供いたします。 す。なお、これらの事業者への個人データーの提供の停止を希 望される場合は、お申し出ください。

7. その他

- (1) お客様が個人的な案内、買い物等を添乗員等に依頼された場合 のそれに伴う諸費用、お客様の怪我、疾病等に伴う諸費用、お 客様の不注意による荷物紛失・忘れ物の回収に伴う諸費用、別 行動手配に要した諸費用は、お客様にご負担いただきます
- (2) お客様のご便宜をはかるため土産物店にご案内することがあり ますが、お買物に際しては、お客様ご自身の責任で購入してい ただきます。
- 当社は、いかなる場合も旅行の再実施はいたしません。
- (4) 当社の募集型企画旅行にご参加いただくことにより、航空会社 のマイレージサービスを受けられる場合がありますが、同サ-ビスに関するお問い合わせ・資料請求、登録はお客様ご自身で 当該航空会社へ行っていただきます。また、利用航空会社の変 更によりお客様が受ける予定であった同サービスが受けられな くなった場合、当社は第19項(1)並びに第23項(1)の責任 を負いません。

天候等の不可抗力により航空機等の運送機関のサービスが中止 又は送延となり、行程の変更が生じた場合の宿泊費、交通費等

- はお客様負担となります。 旅館ホテル等において、お客様が酒類・料理・その他のサービ スを追加された場合、原則として消費税などの諸税が課せられ ます。
- この条件書に定めのない事項は当社旅行業約款(募集型企画旅 行契約の部)によります。当社旅行業約款をご希望の方は、当社 へご請求ください。当社旅行業約款は、当社ホームページから もご覧になれます。